生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、徳島市立高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校の教育方針に基づき、会員(生徒)が民主精神に則って、自主活動を 促進し、健全な校風を育成するとともにその体験を通じて将来よき公民となる素質を養 うことを目的とする。

第3条 本会は、徳島市立高等学校生徒で構成する。

第4条 本会の企画、立案実施運営に関しては、すべて校長の承認を得なければならない。

第5条 本会は、本校教師を顧問とし、本会の正しい発展を助長するため、その指導と助言を受ける。

第6条 本会会員は、会則および決議事項を忠実に守らなければならない。

第7条 本会会員は、すべて平等であり、選挙権、被選挙権ならびに役員の罷免権を有する。

第2章 役 員

第8条 本会には、次の役員をおく。

会 長 1 名

副会長 2 名

書 記 1 名

総 務 若干名

監査委員 2 名

第9条 本会の役員の選出は、次のとおり行う。

会長および副会長は、全生徒の無記名投票により選び、校長の認証を得て定められる。選挙の手続および実施に関する必要事項は、別に生徒会選挙実施規約による。

書記・監査委員・総務は、会長が推薦し、協議委員会において、その2分の1以上の賛同 を必要とする。

第10条 役員の任期は、原則として6月とし再任は妨げない。

第11条 役員の任務は、次のとおりである。

会長は、本会を代表し、執行者としての一切の任務を遂行する。

副会長は、会長を助け、会長に事故ある場合は、その任務を代行する。

書記は、会長および副会長を補佐し、全ての会議に出席し、記録、報告、連絡を行い、議事録を整理保管すると共に会計の任にあたる。

総務は、会長および副会長を補佐し、全ての生徒会行事の運営の任にあたる。

監査委員は、本会の財務及び活動状況の一切の監査を行う。

第3章 生徒総会

第12条 総会は、本会最高議決機関である。

第13条 総会は、協議委員会の議決により校長の許可を得て年1回以上開催する。ただし、 臨時に開催する場合は、全会員の3分の1以上の要求があれば同様の手続きを経たのち 開くことができる。

- 第14条 総会は、全会員の出席をもって開会することを原則とする。ただし全会員の3分の2以上の出席なき場合は開会することができない。
- 第15条 総会は、次の事項に関して最高決議権を有し、出席者の過半数をもって決議する。 会則改正に関する件

協議委員会が提出した案件

- 第16条 総会の議長および副議長は、協議委員長および副委員長がその任にあたる。
- 第4章 協議委員会
- 第17条 協議委員会は、会員を代表する議決機関である。
- 第18条 協議委員会は、各ホームルーム委員長または副委員長、各種委員会長、第8条に 定める役員により構成される。ただし、この場合、生徒会役員は、発言権はあるが、決議 権は有しない。
- 第19条 協議委員の任期は、6月とする。
- 第 20 条 協議委員会は、生徒総会に提案する事項に関する立案にあたるとともに、次の事項を審議決定する。

予算案に関すること。

重要な行事の計画と実施、その他必要事項の計画実施に関すること。

- 第21条 協議委員会は、必要に応じて生徒会長が召集し、その議長は、協議委員の中から 選出される。
- 第22条 協議委員会は、総委員の3分の2以上の出席で成立する。会則改正案を除くすべての提案の決議は、出席委員の過半数の賛成によって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。
- 第5章 各種委員会
- 第23条 各種委員会は、本会の執行機関である。
- 第24条 各種委員会は、総会ならびに協議委員会で決議された事項について執行にあたる。
- 第25条 各種委員会は、次のとおりとする。
 - 1. 保健委員会

生徒の健康の増進に寄与するため、各種の保健行事の立案、進行の任にあたる。

2. 体育委員会

生徒の体育に関する関心の増進と運動に寄与するため、それに関する各種行事の立 案、進行の任にあたる。また体育部の連絡調整等にあたる。

3. 文化委員会

文化行事の立案進行等の任にあたる。また文化部の連絡調整等にあたる。

4. 環境委員会

環境問題への意識の高揚を図り、校内外の美化を行う。

5. 交通委員会

生徒の交通道徳についての意識の高揚を図る。

6. 図書委員会

図書館活動の充実にあたる。

7. 人権委員会

生徒の人権意識の高揚、人権問題学習の推進にあたる。

8. アルバム委員会

卒業アルバムの作成にあたる。

9. 葦芽編集委員会

校誌「葦芽」の作成にあたる。

10. 防災委員会

防災意識の高揚を図り、地域との連携を深める。

11. いじめ防止委員会

よりよい人間関係の構築を推進する。

第26条 各種委員は、原則として各ホームルーム2名ずつ選任する。

第27条 各種委員長は、各種委員の中より選挙によって選出され、各種委員会を代表して、協議委員会に出席し、それぞれの部門における任務を遂行する。

第28条 各種委員の任期は、第19条と同じである。

第29条 会長および各種委員長は、それぞれの各種委員会を臨時開催することができる。

第6章 部 活 動

第30条 部活動は、個人の興味・関心を通して心身の健康を助長し、あわせて技能の向上 や精神の鍛錬を図ることを目的とする。

第31条 部活動を文化部、体育部の両部に分ける。

第32条 各部には、顧問の教師を置く。

第33条 部の予算配分に関しては、別に定めるところによる。

第7章 会計

第34条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第36条 各部、その他予算の配分を受けた機関においては、それぞれの会計責任者を定め、 会計報告しなければならない。

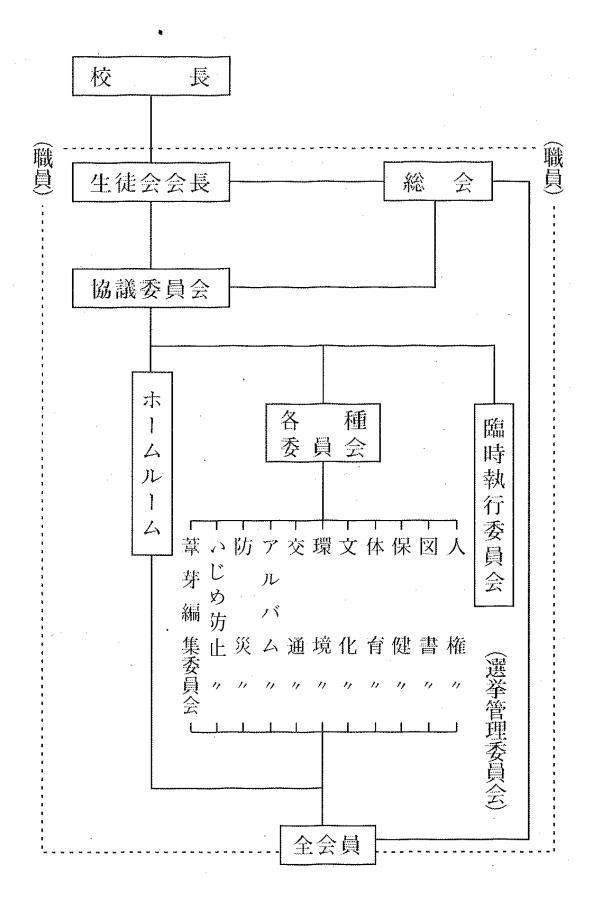
第37条 会計監査は、毎会計年度終了後の決算のほか、次の各項に定める場合に行う。

協議委員会より請求のあった場合

監査委員が必要と認めた場合

第8章 補 則

第38条 本会会則の改正は、協議委員会が3分の2以上の賛成をもって発議し、この承認は、会員の3分の2以上の賛成を必要とする。



生徒会役員選挙実施規約

第1条(総 則)

徳島市立高等学校生徒会の会長および副会長の選挙は、この規約によって行う。

第2条(選出方法)

生徒会長および副会長になろうとする者は、別々に立候補し、それを全生徒の単記投票により選出する。

第3条(期 日)

選挙は、6月と11月に行う。ただし特別な事情が生じた場合はこの限りでない。

第4条(選挙管理委員会)

選挙管理委員会は、公示日に各ホームルームより選出された選挙管理委員(各ホームルーム2名)より成る。

- 2 選挙管理委員長、副委員長は管理委員の互選による。
- 3 選挙管理委員会は、開票の結果を公表し、選挙事務終了後解散する。
- 4 選挙管理委員は、被選挙権をもたず、選挙運動をしてはならない。

第5条 (選挙管理委員会の任務)

選挙管理委員会は、次の事項を行う。

選挙日時および投票所の告示立候補受付期間は、3日以上、受付締切日より投票日まで2日以上おくものとする。

選挙に関するすべての事項

- ア 選挙運動に関する事項
- イ 投票用紙の作成
- ウ 立会演説会の開催
- エ 投票および開票の管理
- オ 当選者の決定

第6条(立候補の届出)

立候補を希望する者は、受付期間中に選挙管理委員長に届け出なければならない。

第7条(推薦者)

候補者は、選挙に関する推薦者を1名おかなければならない。

第8条(選挙運動)

会員は、届出済の候補者の選挙運動を行うことができる。ただし、選挙管理委員会で定めた事項を厳守しなければならない。

第9条(立候補者が1名および立候補者がない場合)

候補者が1名の場合は、信任投票を行い有効投票の過半数の信任を必要とする。

立候補者がない場合は、協議委員会が適当な処置をとらなければならない。

第10条(開票)

選挙の開票は、選挙管理委員会、責任者立会のもとに即日開票を行う。

第11条(無 効)

次の投票は、無効とする。

白紙

所定の用紙以外のものを使用した場合

不明瞭なもの

必要事項以外の事項を記入したもの

2人以上の候補者名を記入したもの

その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

第12条(当選)

有効投票総数の3分の1を規定得票数と定め、規定得票数を得たもののうち、最高得票者を当選とする。最高得票者2名以上の場合は、決選投票を行う。最高得票者が規定得票数に満たない場合は、上位2名をとり、決選投票を行うものとする。ただし、決選投票の場合は、得票数の多い者を当選とする。

第13条(改 廃)

この規約の改廃は、生徒会会則の改廃に準ずる。

〔附〕

現在設置せられている部は次のとおりである。

体 育 部

陸上競技、バスケットボール、新体操、体操、ラグビー、硬式野球、ソフトボール、ローイング、卓球、テニス、ソフトテニス、バレーボール、登山、サッカー、バドミントン、 剣道、弓道、水泳、ハンドボール、総合運動

文 化 部

英語、合唱、生物、写真、手芸、演劇、文芸、物理、オーケストラ、美術、茶道、華道、 化学、歴史研究、書道、地学、放送、電子計算機、囲碁・将棋、JRC、人権問題研究、 ダンス

同 好 会

クイズ研究、漫画研究、軽音楽